

平成15年10月1日の出勤分からは  
新証紙（掛金日額310円）で貼付してください！

毎月、就労日数に応じて「共済証紙」を共済手帳へ貼付していると思いますが、平成15年10月1日出勤分からは310円証紙（1日券）または3100円証紙（10日券）を貼付してください。

### ■共済証紙の種類

(赤)

1日券



10日券



(青)

1日券



10日券



※掛金助成手帳は掛金免除欄があるため310円証紙（1日券）しか貼付できません。

### ① 共済手帳の取り扱いについて

平成15年10月1日以降交付手帳（下記の共済手帳）へは、310円（3100円）証紙しか貼付できません。

更新する前に再度、旧証紙の貼りもれがないか確認してください。

旧証紙があるならば、証紙の貼付は250日を超えても構いませんので9月の出勤分までを全部貼って更新してください。

※ 貼りきれない証紙は共済手帳のあいている場所か、別紙に貼付してください。

建設業  
退職金共済手帳  
(310) (掛金助成)

被共済者  
番号 \_\_\_\_\_

被共済者  
氏名 \_\_\_\_\_ 殿

〒105-0011 東京都港区芝公園1丁目7番6号  
勤労者退職金共済機構  
建設業退職金共済事業本部

初回交付の共済手帳（掛金助成）

建設業  
退職金共済手帳  
(310)

被共済者  
番号 \_\_\_\_\_

被共済者  
氏名 \_\_\_\_\_ 殿

〒105-0011 東京都港区芝公園1丁目7番6号  
独立行政法人 勤労者退職金共済機構  
建設業退職金共済事業本部

2冊目以降の共済手帳

この手帳へは、旧証紙を貼付することはできません。

### ② 証紙の交換について

300円（購入金額303円）および3000円（購入金額3030円）の旧証紙が9月の出勤分までを貼付しても残っている場合は、平成16年6月末日までにみずほ銀行で交換（「共済契約者証」が必要）していただくか、建退共本部へ郵送（簡易書留）して交換することになります。

建退共本部での交換は、交換用紙が必要です（交換用紙は長崎県支部に置いてあります。）

分からない事がありましたら建退共長崎県支部（TEL095-826-2285）迄お問い合わせください。